家計の住宅・宅地資産の価額評価方法

住宅及び宅地を対象として、世帯ごとに 2019 年 10 月末日現在で推計した。また、住宅・宅地資産に純金融資産(金融資産残高-金融負債残高)を加えて純資産総額とした。

1 住宅資産の評価方法

○ 現住居の住宅及び現住居以外の住宅(共通)

現住居の住宅の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。 住宅の延べ床面積(㎡)×都道府県、住宅の構造別1㎡当たり建築単価×住宅の構造、建築時期別残価率

- ・住宅の構造:木造、防火木造、鉄骨・鉄筋コンクリート造、その他
- ・建築単価:国土交通省「建築着工統計」(2019年)の居住専用住宅の工事費 予定額及び床面積から算出
- ・残価率= (1-π)ⁿ

π:「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) で定められた定率法による償却率

n:建築時期からの経過年数

2 宅地資産の評価方法

(1) 現居住地の宅地(全国単身世帯収支実態調査の調査世帯を除く。) 現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地:宅地の敷地面積 (m²) × 1 m² 当たりの宅地単価

借 地:宅地の敷地面積 (m²) ×1 m²当たりの宅地単価×借地権割合

- ・宅 地 単 価:国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1㎡当たり 評価額を用いて推計した各調査単位区の1㎡当たり評価額 (「地価公示」又は「都道府県地価調査」から、各調査単位区に 近い3地点を抽出し、距離の逆数により加重平均して評価額と した。)
- ・借地権割合: 宅地が借地(地代を支払っている。)の場合,住宅の構造が「木造,防火木造,その他」については0.5,「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。
- (2) 現居住地の宅地(全国単身世帯収支実態調査の調査世帯)

現居住地の宅地の評価は、現住居が「持ち家」の世帯について算出している。

所有地:宅地の敷地面積(m²)×1 m²当たりの宅地単価

借 地:宅地の敷地面積 (m) ×1 m当たりの宅地単価×借地権割合

・宅 地 単 価:国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1 ㎡当たり 評価額を用いて推計した市区町村別の1 ㎡当たり評価額 (全国単身世帯収支実態調査は市区町村単位で現居住地を把握 しているため,「地価公示」及び「都道府県地価調査」から「住 宅地,宅地見込地」を抽出し,市区町村別の中位数を計算して評 価額とした。)

・借地権割合: 宅地が借地(地代を支払っている。)の場合,住宅の構造が「木造,防火木造,その他」については0.5,「鉄骨・鉄筋コンクリート造」については0.6を借地権割合とした。

(3) 現居住地以外の宅地

宅地の敷地面積 (m²) ×1 m²当たりの宅地単価

・宅 地 単 価: 国土交通省「地価公示」又は「都道府県地価調査」の1 ㎡当たり 評価額を用いて推計した市区町村別の1 ㎡当たり評価額 (所在地の調査を市区町村名のみで行ったため,「地価公示」及 び「都道府県地価調査」から「住宅地,宅地見込地」を抽出し, 市区町村別の中位数を計算して評価額とした。)

なお、「地価公示」及び「都道府県地価調査」はそれぞれ年に1回の実施であることから、それぞれ2時点の評価額を用いて2019年10月末日の評価額となるよう時点調整を行っている。